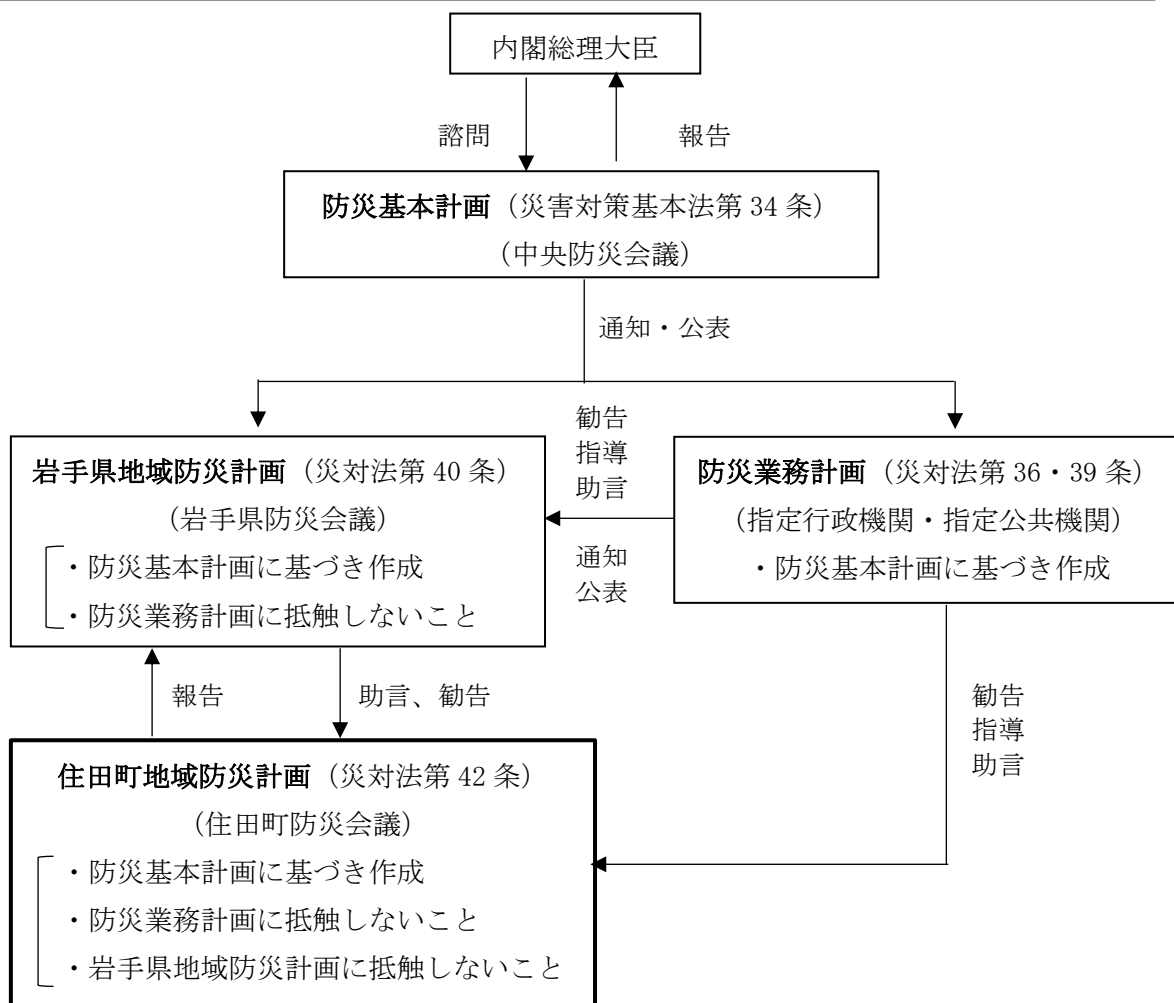


1. 地域防災計画の位置づけについて

- ・地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、住田町防災会議が作成する計画です。(表－1参照)。
- ・住田町のみならず、県、防災関係機関がその有する全機能を有機的に発揮し、町域における各種災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

表－1 災害対策基本法（抜粋）

(市町村地域防災計画)	
第42条	市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
2	市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)	当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱



図－1 住田町地域防災計画の位置づけ

2. 防災会議及び委員の位置づけについて

- ・地域防災計画の策定にあたっては、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、市町村防災会議が設置されることとなっており、その旨を市町村条例にて定める旨が、同法第 16 条第 6 項の規定により定められています。(表－2 参照)

表－2 災害対策基本法（抜粋）

(市町村防災会議)
第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

～～中略～～

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

- ・これに基づき、町条例にて下記により定められており、その会長及び委員は同条例第 3 条により定められているものです。

表－3 住田町防災会議条例（抜粋）

(会長及び委員)
第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。
2 会長は、町長をもって充てる。
3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
(2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
(3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
(4) 町長がその部内の職員のうちから町長が任命する者
(5) 教育長
(6) 消防団長及び大船渡地区消防組合の職員のうちから町長が任命する者
(7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
(8) その他町長が必要と認めて委嘱する者

3. 地域防災計画の内容について

編構成		概 要
本編	総則	計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域の自然環境、災害履歴、災害想定等を記載
	災害予防計画	(1) のとおり
	災害応急対策計画	(2) のとおり
	災害復旧・復興計画	(3) のとおり
原子力対策編		原子力災害に関する予防や対策を記載
資料編		条例や基準、各種データ、用語説明などを記載
様式		被害が発生した場合の報告様式を記載

(1) 災害予防計画とは

災害予防計画では、被害の拡大を最小限に留めるため、組織体制づくりや訓練の実施といった災害が発生する前に行う予防対策について定めている。

【主な記載内容】

- ・地域防災の充実、防災訓練に関すること。
- ・避難体制等の整備に関すること。
- ・風水害、土砂災害、山地災害予防に関すること。
- ・ボランティア育成に関すること。
- ・事業継続対策に関すること。

(2) 災害応急計画とは

災害応急対策計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速な応急対策活動を実施するための活動体制をはじめ、町及び関係機関が実施する様々な応急対策を定めている。

【主な記載内容】

- ・災害対策本部の活動体制に関すること。
- ・相互応援協力、関係機関との連携に関すること。
- ・災害情報収集、伝達、避難対策に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・障害物の除去や廃棄物の処理に関すること。
- ・ボランティアの受入れ、活動、支援に関すること。

(3) 災害復旧・復興計画とは

災害復旧・復興計画では、被災後の生活再建に向けた取組みや災害復旧・復興計画の策定について定めている。

【主な記載内容】

- ・復旧、復興の基本的方向の決定に関すること。
- ・安定した生活の早期回復に関すること。